

第三百三十二回 参議院地方分権及び規制緩和に関する特別委員会会議録第五号

平成七年四月二十四日(月曜日)

午後三時二十六分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小林 正君  
理事 齋藤 文夫君  
服部三男雄君  
山口 哲夫君  
渡辺 四郎君  
勝木 健司君

委員

石井 道子君  
上野 公成君  
杏掛 哲男君  
野沢 太三君  
溝手 顕正君  
宮崎 秀樹君  
吉村剛太郎君  
今井 澄君  
岩崎 昭弥君  
佐藤 三吾君  
竹村 泰子君  
峰崎 直樹君  
続 訓弘君  
鶴岡 洋君  
広中和歌子君  
小島 慶三君  
星川 保松君  
吉川 春子君  
山本 拓君

衆議院議員

地方分権に関する特別委員長代理

国務大臣

(総務庁長官) 山口 鶴男君  
自治大臣 野中 広務君

政府委員

総務庁行政管理局長 陶山 皓君  
自治省行政局長 吉田 弘正君

事務局側

常任委員会専門員 佐藤 勝君

本日の会議に付した案件

○地方分権推進法案(内閣提出、衆議院送付)  
○地方分権の推進及び規制緩和に関する調査(規制緩和推進計画に関する件)

○委員長(小林正君) ただいまから地方分権及び規制緩和に関する特別委員会を開会いたします。地方分権推進法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。山口総務庁長官。

○国務大臣(山口鶴男君) ただいま議題となりました地方分権推進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

国民がゆとりと豊かさを実感できる個性豊かな活力に満ちた地域社会の実現が求められております。今日、地方公共団体がその実情に沿った個性あふれる行政を展開することができず、その自主性及び自立性を高めていくため、地方分権の推進が不可欠であります。

このため、政府は、地方分権の推進を当面の重要課題の一つとして位置づけ、各方面の御意見を踏まえつつ、昨年十二月二十五日に「地方分権の推進に関する大綱方針」を閣議決定いたしました。本法律案は、この大綱方針の基本的方向に

沿って取りまとめ、ここに提案申し上げる次第でございます。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一は、地方分権の推進に関する基本理念並びに国及び地方公共団体の責務であります。

地方分権の推進は、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとしております。

また、国及び地方公共団体の責務につきまして、所要の規定を設けております。

第二は、地方分権の推進に関する基本方針であります。

地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務など国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うことを旨として行われるものとしております。

また、地方分権の推進に関する施策として、国は、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、機関委任事務、補助金等の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとしております。

このほか、国は地方税財源の充実確保を、また、地方公共団体はその行政体制の整備確立を図るものとしております。

第三は、地方分権推進計画であります。

政府は、地方分権の推進に関する基本方針に即して地方分権推進計画を作成し、当該計画を国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならぬこととしております。

第四は、地方分権推進委員会であります。

委員会は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告するとともに、同計画に基づき施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べることとを任務としており、委員会の勧告または意見に基づきましては、内閣総理大臣はこれを尊重しなければならないこととしております。

委員会は、すぐれた識見を有する者のうちから両議院の御同意を得て内閣総理大臣が任命する委員七人をもって組織することとするとともに、委員会の事務を処理させるための事務局を置くことといたしております。

また、委員会は、行政機関及び地方公共団体の長に対して資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができることとしており、特に必要なことがあると認めるときは、みずから行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査することができることとしております。

なお、この法律は、政令で定める施行の日から起算して五年を経過した日にその効力を失うことといたしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。この法律案につきましては、衆議院において修正が行われたところでございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださるようお願いいたします。

○委員長(小林正君) 次に、本案の衆議院における修正部分について、衆議院地方分権に関する特別委員長代理山本拓君から説明を聴取いたします。山本拓君。

○衆議院議員(山本拓君) ただいま議題となりました地方分権推進法案につきまして、衆議院における修正の理由とその内容について御説明申し上げ

げます。

第一に、地方分権の推進に関する国の施策に関する修正についてであります。

政府原案では、国は、「国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与、必置規制、地方公共団体の執行機関が国の負担金、補助金及び地方公共団体に對する国の負担金、補助金等の支出金の整理及び合理化その他所要の措置を講ずるもの」とされて

います。  
この修正では、地方分権の推進に当たっては、地方公共団体の自主性、自立性を確保する必要があることにかんがみ、地方分権の推進に関する国の施策として講じられるこれらの「整理及び合理化その他の所要の措置」は、「地方自治の確立を図る観点からの整理及び合理化その他所要の措置」とすることといたしております。

なお、この修正の趣旨には、機関委任事務制度の廃止について具体的結論が得られる場合にはこれを廃止することを含むものであり、政府側もその旨を確認いたしております。

第二は、地方分権推進委員会の勧告等についての修正であります。

政府原案では、政府が作成する地方分権推進計画の案は内閣総理大臣が作成することとされてお

り、内閣総理大臣は、地方分権推進計画の作成のための具体的な指針に関する地方分権推進委員会の勧告を尊重しなければならないこととされてお

ります。  
この修正では、地方分権推進計画の作成に当たり、その指針が持つ重要性にかんがみ、内閣総理大臣は、地方分権推進委員会から地方分権推進計画の作成のための具体的な指針の勧告を受けたときは、「これを国会に報告するものとする。」とい

たしてあります。  
以上が衆議院における修正の理由とその内容であります。

○委員長(小林正君) 以上で趣旨説明及び衆議院

における修正部分の説明の聴取は終わりました。本案に対する質疑はこれを後日に譲ることといたします。

○委員長(小林正君) 次に、地方分権の推進及び規制緩和に関する調査を議題といたします。

規制緩和推進計画について、政府から説明を聴取いたします。山口総務庁長官。

○国務大臣(山口鶴男君) 規制緩和の推進につきましては、内閣の最重要課題の一つとして取り組んでまいりましたが、去る三月三十一日に「規制緩和推進計画について」を閣議決定いたしました。

本計画は、規制緩和に関する内外からの意見、要望、行政改革推進本部に設置されました規制緩和検討委員会の意見報告を踏まえまして、政府が推進すべき規制緩和の方策等について定めたものであります。

なお、本計画は、平成七年度から十一年度までの五年間の計画として策定いたしました。去る四月十四日の経済対策閣僚会議において決定した「緊急円高・経済対策」において、平成九年度までの三年間の計画として前倒し実施することといたしました。

計画では、今後の規制緩和に取り組む観点と計画の見直しの基本指針を示すとともに、規制の新設審査等の仕組みを明記する、規制緩和の取組を毎年度、作成、公表するなど、規制緩和の取組の基本的な方針を明らかにいたしております。

特に、本計画では、計画策定後も規制緩和に継続的に取り組んでいくことといたしまして、内外からの意見、要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、計画を毎年末までに見直し、毎年度末までに改定することとし、その際、その検討状況を公表する、行政改革委員会において所要の体制を整備し、政府への提言機能を十分に発揮していただく、行政監察機能を積極的に活用するなど、計画の見直し、改定のシステムを明らかにいたしてあります。

また、具体的な緩和措置といたしまして、国民生活の質の向上、内需の拡大、輸入の促進や国民負担の軽減などを図る観点から、「住宅・土地等関係」を初めとして、十一分野にわたり一千を超える事項を盛り込んであります。その際、極力、措置内容の具体化や実施時期の明確化を図ったところであります。

本計画の概要につきましては、後ほど行政管理局長から、補足的に説明させていただきます。今後は、本計画を着実に実施するとともに、内外の意見、要望等を踏まえ、さらに規制緩和の推進に積極的に取り組んでまいり所存でございます。

委員長を初め、理事、委員の皆様の格段の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。○委員長(小林正君) 陶山総務庁行政管理局長。

○政府委員(陶山皓君) 規制緩和推進計画の概要につきましては、補足的に説明させていただきます。

本計画は、計画全般の考え方を記述した本文と、個別の規制緩和措置事項を記述した別紙により構成されております。

本文では、規制緩和の目的として、消費者の多様なニーズに対応した選択の幅の拡大、内外価格差の縮小等による国民生活の質の向上を目指すこと、内需の拡大や輸入の促進、事業機会の拡大等を図り、対外経済摩擦の解消等に資すること、国民負担の軽減、行政事務の簡素化を図ること等を掲げるとともに、「住宅・土地関係」、「情報・通信関係」などの主要行政分野別に今後の規制緩和に取り組む観点を挙げてあります。

さらに、計画策定後も、引き続き社会経済情勢の変化等を踏まえつつ計画を見直すこととし、競争的産業における需給調整の観点から行われている参入・設備規制、公共料金等価格規制、消費者保護のために行われる規制、基準・認証制度及び表示制度などについて見直しの基本指針を示して

あります。

また、先ほどの大臣の御説明にもありましたように、今後も規制緩和に継続的に取り組んでいくこととし、特にこのための規制緩和の見直し、改定のシステムを明らかにいたしてあります。

具体的には、計画は、内外からの意見、要望、行政改革委員会の監視結果等を踏まえ、毎年末までに見直し、毎年度末までに改定することとしてあります。計画の改定に当たっては、行政改革推進本部において内外からの要望を聴取するとともに、その検討状況を公表することとしてあります。

各省庁においては、計画を推進し、見直すための体制を整備するとともに、内外の意見、要望の受付窓口を設置することとしてあります。

また、行政改革委員会において所要の体制を整備し、政府への提言機能を十分に発揮していただくこととしたほか、フォローアップを充実するため、行政監察機能の積極的な活用を図ることといたしてあります。

このようにして改定作業を行った結果、意見、要望に対し、現行の制度、運用を維持することとなったものについては、その必要性、根拠等を明らかにすることとしてあります。

規制緩和の白書も毎年度作成することとしてあります。

また、規制の新設審査や新設された規制の見直し等のシステムを明記するとともに、規制緩和に関する広報、啓発活動を積極的に進めることとしてあります。

競争政策については、独占禁止法適用除外カテゴリー等制度、再販売価格維持制度、持ち株会社問題などについて今後の計画を明らかにしたほか、公正取引委員会の組織、人員等の面での体制の強化を明記してあります。

なお、現在外国政府との交渉に係る案件については、交渉がまとまり次第早期に措置することとし、また地方公共団体に対しても、規制の見直しが進められることの期待を述べてあります。

別紙につきましては、具体的な緩和措置として

「住宅・土地等関係」は、「情報・通信関係」など、十分野にわたる一千九十一事項を盛り込んでおります。この中には、これまで閣議決定した方策について内容の具体化や実施時期の明確化などを行ったもの約三百七十事項のほか、新規事項を約七百二十事項盛り込んでおります。

個別事項の記述に当たっては、内容を具体的に記述するとともに、実施時期や実施までのプロセスを極力明らかにするようにいたしております。具体的には、主なものを御紹介いたしますと、「住宅・土地等関係」では、豊かさを実感できる住宅生活の実現に向け、土地の有効利用、良質な住宅地の供給促進、住宅建設コストの低減等を図るため、関係諸規制の緩和等を進めるとし、具体的には、住居系用途地域において、幅員が一定以上の道路に面する建築物について道路斜線制限を緩和すること、住宅の増改築によるホームエレベーターの設置に係る個別認定を一般認定化し手続の簡素化を図ること、河川立体区域制度の創設により河川上部空間の建築制限を緩和することなど、八十六事項の緩和等を行うこととしております。

「情報・通信関係」では、技術革新の急速な進展と利用可能性の拡大等に対応し、社会全般にわたる情報化の推進、新規事業の創出等のため、関係諸規制の緩和等を進めるとし、具体的には、第一種電気通信事業の認可対象とする料金の範囲を見直し、国民生活、国民経済にかかわりの深い基本的な料金以外に事前届け出制とすること、音声系の専用線と公衆網の接続を段階的に可能とすること、国際V.A.Nサービスにおける音声サービスについて段階的に可能とすることなど、五十三事項の緩和等を行うこととしております。

「流通等関係」及び「運輸関係」では、真に豊かな国民生活と内外の変化に対応した経済構造の実現に向け、事業機会の拡大、新規事業の創出や内外価格差の縮小等による消費者利益の向上を目指すとともに、物流コストの低減、旅客輸送サービスの向上、国際輸送の競争力の確保等を目指す観点

から、関係諸規制の緩和等を進めるとし、具体的には、塩専売制を原則三年以内に廃止すること、新食糧法に基づく米の流通制度を改革すること、トラック事業について経済実態等に対応して営業区域の拡大を進めるとし、自家用乗用車の六カ月点検の義務づけを廃止するとともに、その他定期点検項目を簡素化すること、車齢が十一年を超える自家用乗用車、車齢が十年を超える大型特殊自動車等の自動車検査証の有効期間を現行一年から二年に延長することなど、二百八十八事項の緩和等を行うこととしております。

「基準・認証・輸入等関係」では、国際的に開かれた経済社会を実現するため、規格・基準の国際的整合化及び相互承認制度の導入を図るなど基準・認証等制度の見直しを進め、また、輸入手続の一層の簡素化、迅速化を推進することとし、具体的には、日本工業規格、日本農林規格の国際規格への一層の整合化を図ること、化粧品等の並行輸入手続を簡素化すること、航空貨物について到着即時輸入許可制度を導入すること、輸出検査法を廃止することなど、二百四十事項の緩和等を行うこととしております。

「金融・証券・保険関係」では、市場の活性化を図るとともに、利用者ニーズにこたえる新しい商品、サービスの提供や新たな業務への展開を促進する等のため、関係諸規制の緩和等を進めるとし、具体的には、固定金利型定期預金の預け入れ期間の上限制限を廃止すること、保険ブローカー制度を導入すること、保険の商品・料率の認可制について届け出制を導入、拡大することなど、八十三事項の緩和等を行うこととしております。

「雇用・労働関係」では、労働者の福祉や雇用の安定を図りつつ、経済の活性化や国際的調和を推進する観点から、関係諸規制の緩和等を進めるとし、具体的には、労働者派遣事業の適用対象業務について中央職業安定審議会の審議を踏まえて見直すこと、社内預金の下限利率について市中金利の実勢を考慮した設定方式とすることなど、三十事項の緩和等を行うこととしております。

「公害・廃棄物・環境保全関係」及び「危険物・防災・保安関係」では、国民の生命、身体、財産の保護、環境の維持、保全を図りつつ、技術水準の向上等を踏まえ、関係諸規制の緩和等を進めるとし、具体的には、産業廃棄物処理業の許可を要しないものの範囲を拡大すること、スプリンクラーヘッドの同時開放個数の基準を見直すこと、液化石油ガス充てん所を給油取扱所に併設できるように、安全性等を検討した上で技術上の基準を整備することなど、百四十六事項の緩和等を行うこととしております。

このほか、一般旅客の有効期間を十年とすること、社会福祉法人の資産要件に係る規制を緩和すること、外国弁護士による国際仲裁代理を自由化することなどの規制緩和を行うこととしております。

以上、規制緩和推進計画の概要を御説明申し上げます。

なお、本計画策定に当たり、内外の団体等から意見、要望をいただきましたが、措置困難なもの、誤解に基づくものなどのため、現行の制度、運用を維持すべきものであるものについて、三月十日までに各省庁で中間的に公表した際、その理由などを明らかにしており、特に外国の団体等には二回にわたり説明会を行ったところであります。

において改めてその理由等を公表していただくこととしております。

○委員長(小林正著) 以上で説明の聴取は終わりました。  
本日はこれにて散会いたします。  
午後三時四十九分散会

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。  
一、地方分権推進法案

地方分権推進法案 (小字は修正)

地方分権推進法

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 地方分権の推進に関する基本方針(第四条―第七条)

第三章 地方分権推進計画(第八条)

第四章 地方分権推進委員会(第九条―第十七条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民がゆとりと豊かさを実感できる社会を実現することの緊要性にかんがみ、地方分権の推進について、基本理念並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、地方分権の推進に関する施策の基本となる事項を定め、並びに必要な体制を整備することにより、地方分権を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(地方分権の推進に関する基本理念)

第二条 地方分権の推進は、国と地方公共団体とが共通の目的である国民福祉の増進に向かって相互に協力する関係にあることを踏まえつつ、各般の行政を展開する上で国及び地方公共団体が分担すべき役割を明確にし、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満

ちた地域社会の実現を図ることを基本として行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条に定める地方分権の推進に関する基本理念にのっとり、地方分権の推進に関する施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、国の地方分権の推進に関する施策の推進に呼応し、及び並行して、その行政運営の改善及び充実に係る施策を推進する責務を有する。

3 国及び地方公共団体は、地方分権の推進に伴い、国及び地方公共団体を通じて行政の簡素化及び効率化を推進する責務を有する。

第二章 地方分権の推進に関する基本方針 (国と地方公共団体との役割分担)

第四条 地方分権の推進は、国においては国際社会における国家としての存立にかかわる事務、全国的に統一して定めることが望ましい国民の諸活動若しくは地方自治に関する基本的な準則に関する事務又は全国的な規模で若しくは全国的な視点に立つて行わなければならない施策及び事業の実施その他の国が本来果たすべき役割を重点的に担い、地方公共団体においては住民に身近な行政は住民に身近な地方公共団体において処理するとの観点から地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を広く担うべきことを旨として、行われるものとする。

(地方分権の推進に関する国の施策)

第五条 国は、前条に定める国と地方公共団体との役割分担の在り方に即して、地方公共団体への権限の委譲を推進するとともに、地方公共団体に対する国の関与(地方公共団体又はその機関の事務の処理又は管理及び執行に関し、国の行政機関が、地方公共団体又はその機関に対し、許可、認可等の処分、届出の受理その他これらに類する一定の行為を行うことをいう)、必置規制(国が、地方公共団体に対し、地方公共団体の行政機関若しくは施設、特別の資格若しくは職名を有する職員又は附属機関を設置しななければならないものとするをいう)、地方公共団体の執行機関が国の機関として行う事務及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の〇整理及び合理化その他所要の措置を講ずるものとする。

第六条 国は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保を図るものとする。

(地方税財源の充実確保)

第七条 地方公共団体は、行政及び財政の改革を推進するとともに、行政の公正の確保と透明性の向上及び住民参加の充実のための措置その他の必要な措置を講ずることにより、地方分権の推進に応じた地方公共団体の行政体制の整備及び確立を図るものとする。

2 国は、前項の地方公共団体の行政体制の整備及び確立に資するため、地方公共団体に対し必要な支援を行うものとする。

第三章 地方分権推進計画

(地方分権推進計画)

第八条 政府は、地方分権の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前章に定める地方分権の推進に関する基本方針に即し、講ずべき必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を定めた地方分権推進計画を作成しなければならない。

2 内閣総理大臣は、地方分権推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

3 政府は、地方分権推進計画を作成したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

第四章 地方分権推進委員会

(設置)

第九条 総理府に、地方分権推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十条 委員会は、この法律に定める地方分権の推進に関する基本的事項について調査審議し、その結果に基づいて、第八条に定める地方分権推進計画の作成のための具体的な指針を内閣総理大臣に勧告する。

2 委員会は、地方分権推進計画に基づく施策の実施状況を監視し、その結果に基づき内閣総理大臣に必要な意見を述べる。

(勧告等の尊重)

第十一条 内閣総理大臣は、前条の勧告又は意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前条第一項の勧告を受けたときは、これを国会に報告するものとする。

(組織)

第十二条 委員会は、委員七人をもって組織する。

(委員)

第十三条 委員は、優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前項の場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、同項の規定にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

4 内閣総理大臣は、委員が禁治産、準禁治産若しくは破産の宣告を受け、又は禁錮以上の刑に処せられたときは、その委員を罷免しなければならない。

5 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は委員に

職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認めるときは、両議院の同意を得て、その委員を罷免することができる。

6 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第十四条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(資料の提出その他の協力等)

第十五条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、行政機関及び地方公共団体の業務の運営状況を調査し、又は委員にこれを調査させることができる。

3 委員会は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、第一項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(事務局)

第十六条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第十三条第一項中西議院の同意を得ることに關する部分は、公布の日から施行する。

(特別職の職員の給与に關する法律の一部改正)

2 特別職の職員の給与に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の八の次に次の一号を加える。

十九の九 地方分権推進委員会の委員  
(この法律の失効)

3 この法律は、附則第一項の政令で定める日から起算して五年を経過した日にその効力を失う。



第二十三部

地方分権及び規制緩和に関する特別委員会会議録第五号

平成七年四月二十四日

【参議院】

平成七年五月一日印刷

平成七年五月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局